名 称	能美市防火管理講習補助金交付要綱(抜粋)
目的	公民館等において、防火管理者の資格を取得するため、防火管理講習を受講する者への補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(交付基準)

- 1. 補助金の交付対象は、能美市内の町会・町内会とし、対象とする経費は受講料に限る。
- 2. 補助金は、講習を受講する者が属する町会に対して、毎年度、予算の範囲内において交付する。

(補助金額)

- 1. 補助金の額は、受講料の2分の1とし、5,000円を限度として補助するものとする。
- 2. 上記にかかわらず、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間の講習の受講に対する補助金の額は、受講料の満額とする。

(補助金の交付の制限)

補助金の交付を受けた町会・町内会は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から3年 を経過するまでの期間においては、補助金の交付を受けることはできない。

(事務担当)

この要綱に基づく補助金に関する事務は、教育委員会まなび文化スポーツ課(TEL: 58-2272、場所:根上分室1階)で担当する。

※補助金を受けようとする町会又町内会は、補助事業実施の前年 10 月末までに要望 書を提出するものとする。

電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい

【URL】 https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/ offer/offerList_detail?tempSeq=1186

※ 平成24年3月22日から施行